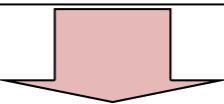


# 錦町空き家情報登録制度「空き家バンク」のご利用案内

## 賃貸・売却物件の登録

賃貸・売却物件の提供を希望される方は、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）と「空き家バンク」登録カード（様式第2号）に必要事項を記入の上、錦町企画観光課企画情報調整係に提出してください。

※申込時に、契約交渉の方法として、「直接型」、「間接型」のいずれかを選択してください。（下記「物件の交渉」を参照）

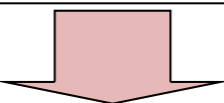


## 現地調査

町の担当者と不動産業者の担当者が、現地確認に伺います。

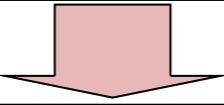
※直接型を希望の際は、町の担当者のみ伺います。

※現地確認・物件情報の調査に時間を要する場合があります。



## 空き家情報発信（錦町空き家情報サイトなど）

物件を調査後、町の定住・移住応援サイト「にしきで暮らさんね？」などや、町の窓口などで情報の提供を行います。



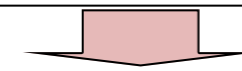
## 物件の交渉

**【直接型】** 利用希望者の申し込みがあった場合、物件提供者に町から連絡をします。この場合、当事者間での交渉となります。

**【間接型】** 利用希望者の申し込みがあった場合、物件提供者に町から連絡をし、不動産業者の仲介により、交渉となります。（仲介手数料等が必要です。）

## 空き家情報閲覧

町で公開しています町の定住・移住応援サイト「にしきで暮らさんね？」や窓口にて空き家情報をご覧ください。



## 問い合わせ

空き家情報に関する問い合わせをお受けします。

※☎0966-38-4419 メール kikaku-kankou@nishiki.kumamoto.jp



## 空き家バンクへの登録

「空き家バンク」利用登録申込書と誓約書に必要事項を記入し申し込んでください。（郵送可） →登録された方に、空き家情報を提供します。



## 物件の見学

見学を希望される物件について、町と物件管理者がご案内いたします。（物件のほかスーパー、病院、保育園など）

見学希望日の原則1週間前までに電話、メールなどでご予約ください。

土日祝日に見学される場合、物件の管理者、不動産業者のみで案内する場合があります。



## 契約の交渉

物件の売買・貸借契約は、物件提供者か、または錦町の物件を管理している不動産業者と利用者自身の直接交渉となります。（町では、売買・賃貸の仲介ができません。）